

調達公告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

令和7年度東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）清掃業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

（4）入札方法

入札は、紙入札により行い、郵便等による入札を認める。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（5）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業について鳥取県中部地区（倉吉市、東伯郡）にある事業所が鳥取県知事の登録を受けている者であること。

（6）本件業務の業務責任者として、次のいずれかの条件を満たす者を県内事業所に常駐させることができる者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者

イ ビルクリーニング技能士の資格を有する者

ウ 清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上の者

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課緑地公園担当
電話 0857-267403

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月21日(金)から同年3月5日(水)までの間に鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/machizukuri/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月21日(金)から同年3月5日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

なお、2回目以降の入札にも参加する場合は、各封筒に何回目の入札分であるかを明記の上、同封すること。

使用しなかった入札書は、担当部局において破棄するものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月14日(金)午前10時即時開札(ただし、郵便等による入札の受領期限は、同月13日(木)午後5時まで必着とする。)

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁 本庁舎7階 まちづくり課

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(入札説明書の7で示す事前提出物)を、令和7年3月5日(水)の午後5時までに4の(1)の場所に郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には、会計規則129条の規定に基づき、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行つた者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかつた場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかつた場合は、落札決定を行わないものとする。